

鳥取県地域医療再生計画（案）
(平成24年度国補正予算)

平成25年5月

鳥 取 県

目 次

1 対象とする地域	2
2 地域医療再生計画の期間	2
3 現状の分析	3
4 課題	4
5 目標	5
6 具体的な施策	6
(1) 医師・看護師の確保	6
(2) 在宅医療推進事業	12
(3) 災害時の医療体制確保事業	14
7 期待される効果	17
8 地域医療再生計画終了後も実施する事業	17
9 地域医療再生計画策定過程	18

1 対象とする地域

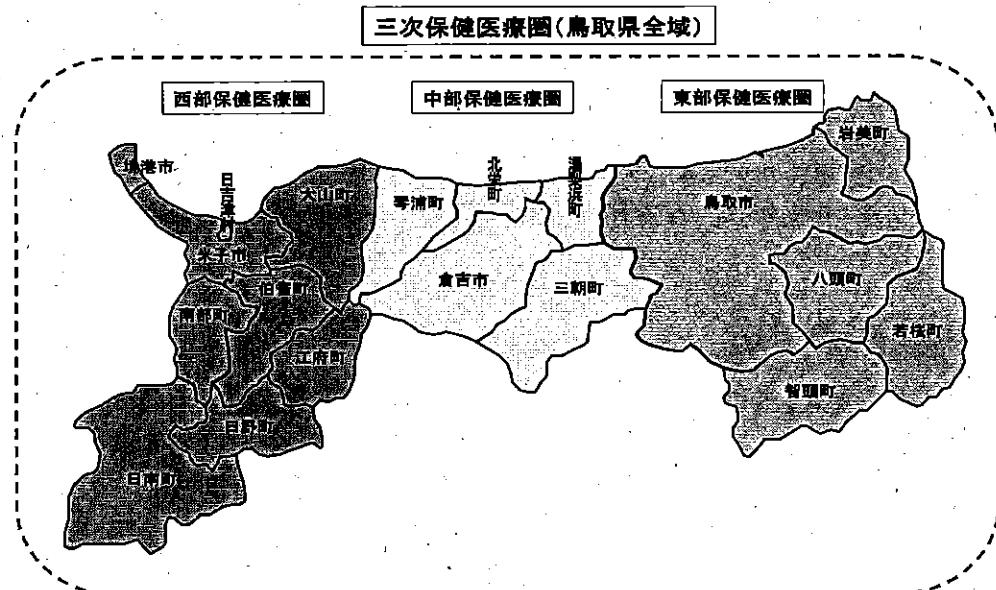
本地域医療再生計画においては、鳥取県全域を対象地域とする。

本県は、面積3,507平方キロメートルに人口約58万人が住んでおり、古くから地理的、経済的、文化的に東部、中部、西部の3地域に区分されており、それぞれの地域には交通の便が悪い中山間地域を含んでいる。また、高齢化率は27.3%であり、特に中山間地域等においては40%以上となり高齢化が更に進行している状況にある。

本県の医療提供を効率的に整備していくため地域的単位として保健医療圏を設定し、このうち高度・特殊な保健医療の需要に対応する三次保健医療圏は、対応する医療機関も限定されることから全県的な対応を図ることが必要であり鳥取県全域を設定している。また、極めて高度・特殊な医療を除いた比較的専門性の高い保健医療活動を完結できる二次保健医療圏として、東部（人口約24万人）、中部（人口約11万人）、西部（人口約24万人）の3つ圏域を設定している。医療機関については、それぞれの圏域の中心地である、鳥取市、倉吉市及び米子市に集中しており、その他の地域では医療資源が少ない状況である。

これらの圏域を設定し、医療提供体制を整備しているところはあるが、急速な高齢化の進行、世帯構成の変化、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩など様々な要因により、単独の医療機関で完結する医療提供から医療機関等が連携する医療提供へと転換することが必要となっている。また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での療養等を希望しており、地域での連携が一段と必要になっている。

○保健医療圏の設定状況



2 地域医療再生計画の期間

本地域医療再生計画は、平成25年5月30日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

3 現状の分析

(1) 医師・看護師の確保

- ア 平成22年における本県の病院や診療所の医師数は、1,565人、人口10万人当たり265.9人であるが、同年6月に実施された「病院等における必要医師数実態調査」によると必要求人医師数は170人である。
- イ 平成24年度における本県の臨床研修医マッチングでのマッチ者数は33人であったが募集定員を満たしておらず、また、平成23年度までのマッチ者数は毎年30人程度で推移しており、初期臨床研修医が少ない状況が続いている。
- ウ 「病院等における必要医師数実態調査」の結果を診療科別に見ると、必要求人医師数は、内科が37人と一番多く、続いて整形外科が20人、精神科が14人と多くなっている。
- エ 本県の看護師数は、平成22年末で5,588人となっており、平成14年の4,368人から1,220人増加しているものの、同時に実施された「第7次看護職員需給見通し」では、平成27年に238人の不足となっている。
- オ 医師・看護師の確保対策については就学資金の貸付けなど様々な取組を実施しているところではあるが、医療の高度化や住民の高齢化の進展などにより需要が増加していることもあり医師、看護師の不足は続いている。
- カ 平成23年度から県内の看護師養成所の定員が20人増加した。
- キ 東部・中部において、新しい看護専門学校・看護大学の整備に向けた動きがある。

(2) 在宅医療の推進

- ア 平成24年8月における在宅療養支援診療所の届出医療機関は62か所、在宅時医学総合管理料届出医療機関又は特定施設入居時等医学総合管理料届出医療機関は109か所、在宅療養支援歯科診療所の届出医療機関は52か所、在宅患者訪問薬剤管理指導料の届出薬局数は236か所である。
- イ 平成24年度から、西部地区の2医療機関が在宅医療連携拠点事業に取り組んでいる。

(3) 災害医療体制の充実

- ア 平成23年1月の大雪による長時間の停電及び幹線道路を含む道路の除雪が進まなかつたことにより、自家発電装置への燃料供給ができないこと又は自家発電装置の対応能力が低いことなどにより電気により作動させている機器が使用できず、人工透析患者、人工呼吸器を装着した患者等に影響が出る恐れがあった。
- イ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、電気の供給停止に伴い各種医療機器の使用ができなくなるとともに、水の供給が停止し、必要な治療が行えない状況となった。加えて、固定電話及び携帯電話が不通になるなど行政機関や医療機関の通信が著しく阻害され、患者の治療や被災者の医療救護活動等に支障を来すこととなつた。
- ウ 大規模災害時に航空機等を用いて傷病者を県内外に円滑に搬送するための広域搬送拠点として、東部・中部・西部にそれぞれ2か所SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の設置場所が選定された。
- エ 県の西部地区の一部が島根原子力発電所のUPZ（緊急時防護措置準備区域）の範囲に入り、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、島根原子力発電所に係る県内の緊急被ばく医療体制の整備を図ることが急務となっている。

4 課題

- 医師、看護師の更なる確保及び人材育成が必要。
- 関係機関が連携した在宅医療の推進が必要。
- 災害時のライフライン寸断に備えた対策や被ばく医療対策など、災害時の医療体制を充実することが必要。

(1) 医師・看護師の確保

- ア 医師、看護師の確保対策については様々な取組を実施しているところではあるが、医療の高度化や高齢化の進展、病院の看護体制の充実などにより医師、看護師の不足は続いていることより更なる確保策が必要となっている。
- イ 診療科別に見ると、平成22年6月現在で行った「病院等における必要医師数実態調査」では、内科、整形外科などの医師が不足しているとの結果であり、住民の高齢化に伴い医療需要が増える中、特定の診療科の医師のみでなく、様々な診療科の医師の確保が必要となっている。
- ウ 新医師臨床研修制度により、卒業後に県内病院で研修する医師が減少しており、臨床研修を終えた若い医師を県内に確保する仕組みが必要となっている。
- エ 県内の看護師の数は増加傾向にあるものの、病院、診療所、介護施設や訪問看護ステーションなど多方面での需要に対し供給が不十分であり、看護師の確保は喫緊の課題となっている。
- オ 看護師の需要に対し供給が不足していることから、更に看護師の県内定着を促進することが必要となっている。
- カ 医療の高度・専門化に対応できる高度な知識・技術を備えた看護師の育成が必要となっている。
- キ 新卒看護師について、臨床現場で必要とされる実践能力と看護基礎教育で習得する実践能力との間に乖離があり、職場定着を困難にする一因となっている。
- ク 看護学生の実習については、指導者不足や施設のハード面により実習受入施設の確保が困難な状況にある。

(2) 在宅医療の推進

在宅医療について、病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の連携が進んでいないことから、地域住民のニーズに応えられる体制の整備が必要である。

(3) 災害医療体制の充実

- ア 災害発生時はライフライン（電気・水道・電話等）の寸断により患者に影響が及ぶことが懸念される。このような事態に対応できる体制を整えておく必要がある。
- イ 大規模災害時におけるSCUの設置・運営に必要な医療資器材等の整備を行い、傷病者の広域搬送体制の整備を図る必要がある。
- ウ 島根原子力発電所の事故に伴い原子力災害が発生した場合、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、緊急被ばく医療体制を確立し、適切な緊急被ばく医療活動を実施できるようにしておく必要がある。

5 目標

地域医療再生計画によって、医師・看護師を安定的に確保する体制を構築し、在宅医療の推進を図るとともに、災害時に強い医療提供体制を整備する。

(1) 医師・看護師の確保

【医師の確保】

- ア 大学への寄附講座の設置により、地域の医療機関で勤務する医師を3人確保する。
- イ 県内の病院に勤務する医師数を100人増やす。

【看護師の確保】

県内病院では平成24年7月時点で226人、訪問看護ステーションでは平成24年9月時点で39人の看護師が不足しており、これが解消しても更に充実を図りたいという要望が強いことを踏まえ、看護師の充足に向けた体制整備を図る。

(2) 在宅医療の推進

住み慣れた場所で在宅医療、訪問看護を受けることができる体制を整備する。

(3) 災害医療体制の充実

- ア ライフラインが寸断されるなどの災害時に強い医療機関等を整備する。
- イ SCUの設置・運営に必要な医療資器材等を整備する。
- ウ 原子力災害時における緊急被ばく医療に対応するため、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資器材等を整備する。

6 具体的な施策

(1) 医師・看護師の確保

ア 医師確保対策事業

総事業費 888,600千円（基金負担分 888,600千円）
うち今回拡充分 385,000千円（基金負担分 385,000千円）

（目的）

鳥取大学医学部に開設されている寄附講座を支援し、地域医療の実践、研究及び教育を行うことで地域医療を担う医師の育成を促進する。また、奨学金制度を活用して医学部卒業後に地域への医師の定着を推し進めることで、喫緊の課題である医師不足の解消を図る。

<拡充する事業>

① 【1】鳥取大学医学部に開設されている寄附講座への支援の拡充

- ・平成25年度事業開始
- ・総事業費 201,000千円（基金負担分 201,000千円）
うち今回拡充分 61,000千円（基金負担分 61,000千円）

鳥取大学医学部の地域医療学講座に属する医師3名を地域の医療機関に派遣し、地域の医療機関にて日常診療支援と地域医療実習に協力しているが、この取組を更に拡充するとともに、不足する財源を充当する。

② 【2】臨時特例医師確保対策等奨学金の拡充

- ・平成25年度事業開始
- ・総事業費 687,600千円（基金負担分 687,600千円）
うち今回拡充分 324,000千円（基金負担分 324,000千円）

平成22年度に設けられた鳥取大学医学部等の臨時養成枠入学者等に対して奨学金を貸し付けているところであるが、この取組を更に拡充するとともに、平成25年度以降も増員（毎年2名）される同養成枠の入学者への貸付けに対応するため、不足する財源を充当する。

<参考 これまでの取組（関連事業）>

医師確保対策事業（拡充）

<第1次鳥取県地域医療再生計画（平成21年度国補正予算による計画）>

【西部保健医療圏】

(1) 医師の確保の推進（→ 将来の医師を確保する対策）

◆県全体で取り組む事業◆

① 【1】鳥取大学医学部への寄附講座（地域医療学講座）開設

事業実施年度	事業総額	計画期間中の事業費（千円）			
		基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度 事業開始	140,000	140,000			

（目的）

鳥取大学医学部に地域医療の実践、研究及び教育を行う寄附講座を開設し、地域医療を担う医師の育成を促進する。

(事業内容)

近年、地域の医療体制が崩壊しつつある現実に、地域の医療により目を向け、それに対応した人材育成が必要となっている。医学教育においても、「地域医療の在り方と現状及び課題を理解し、地域医療に貢献するための能力を身に付ける」ための講義や学外の地域病院・診療所などでの状況に応じた症例実習を含む地域医療実習の導入など、地域医療が重視されている。

地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のために、鳥取大学医学部が開設する地域医療の実践と研究、教育や地域医療を志す医師の支援を行う地域医療学講座に対して、人件費及び教育・研究費を寄附する。地域医療学講座に属する医師は、地域の医療機関にて診療支援等に協力する。

○地域の医療機関への医師派遣の在り方

鳥取大学医学部の地域医療学講座に属する医師3名を地域の医療機関に派遣し、地域の医療機関にて日常診療支援と地域医療実習に協力する。

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	140,000	19,589	30,500	30,500	80,589	30,500
基金負担分	140,000	19,589	30,500	30,500	80,589	30,500

<第1次鳥取県地域医療再生計画(平成21年度国補正予算による計画)>

【東部(中部を含む)保健医療圏】

(1) 医師の確保の推進 (→ 将来の医師を確保する対策)

◆県全体で取り組む事業◆

① 【2】臨時特例医師確保対策等奨学金

事業実施年度	計画期間中の事業費(千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H21年度 事業開始	342,000	342,000			

(目的)

医師不足の解消は喫緊の課題であり、医学部卒業後に地域への医師の定着を図る。

(事業内容)

【臨時養成枠】平成22年度医学部入学定員について緊急臨時に増員されることになった。この定員増には、卒業後の地域への定着のため奨学金を設置することが条件となっていることから、この定員増により設定される臨時養成枠に入学する者へ奨学金を貸し付ける。(鳥大医学部等の臨時養成枠に入学した者に対するもの)

【一般枠】また、県内外の大学医学部で学ぶ学生に対して、将来県内の医療機関で医師として一定期間勤務した場合は返還免除となる奨学金を貸し付ける。(年10名以内)

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	342,000	44,400	48,000	61,806	154,206	112,429
基金負担分	342,000	44,400	48,000	61,806	154,206	112,429

※この事業の「22年度支出済額」は、平成21年度及び平成22年度の執行額の合計額。

<第2次鳥取県地域医療再生計画（平成22年度国補正予算による計画）>
【三次保健医療圈】

（1）医師・看護師の確保

ア 烏取大学医学部定員増に必要な奨学金

【1】臨時特例医師確保対策等奨学金

事業実施年度	計画期間中の事業費（千円）				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
平成23年度事業開始	21,600	21,600			

[事業主体] 鳥取県

（目的）

平成23年度鳥取大学医学部の入学定員について緊急臨時に増員されることになった。この定員増により入学した学生が、医学部卒業後に医師として地域に定着することを図る。

（内容）

平成23年度医学部入学定員について緊急臨時に増員されることになった。この定員増には、卒業後の地域への定着のため奨学金を設置することが条件となっていることから、この定員増により設定される臨時養成枠に入学する者へ奨学金を貸し付ける。

（参考 執行状況（単位：千円））

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	21,600	—	900	3,600	4,500	7,200
基金負担分	21,600	—	900	3,600	4,500	7,200

イ 看護師の確保の推進

総事業費 607,324千円（基金負担分 567,515千円、事業者負担分 39,809千円）
 うち今回拡充分 138,524千円（基金負担分 98,715千円、事業者負担分 39,809千円）

（目的）

看護師の県内養成者数の増加を図るため、教育環境の整備等を行う事業主体に対して必要な支援を行う。

<拡充する事業>

① 【3】看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等への支援

・事業期間 平成25年度

・総事業費 607,324千円（基金負担分 567,515千円、事業者負担分 39,809千円）

うち今回拡充分 138,524千円（基金負担分 98,715千円、事業者負担分 39,809千円）

看護師養成施設の教育環境の整備、現在以上に看護教育実習生を受け入れる意欲のある施設の実習環境の改善など看護師養成の充実に向けた施設設備整備等を行う事業主体に対して支援のための補助を行う。

[事業主体]

国立大学法人鳥取大学、独立行政法人国立病院機構（鳥取医療センター、米子医

療センター及び米子医療センター附属看護学校)、日本赤十字社鳥取県支部(鳥取赤十字病院)、社会医療法人明和会医療福祉センター(渡辺病院)、社会医療法人仁厚会(倉吉病院)、医療法人同愛会(博愛病院)、医療法人養和会(養和病院)社会福祉法人こうほうえん(錦海リハビリテーション病院)、公益社団法人鳥取県中部医師会(倉吉看護高等専修学校)、公益社団法人鳥取県看護協会、鳥取県

<参考 これまでの取組(関連事業)>

看護師の確保の推進(抜粋)

<第1次鳥取県地域医療再生計画(平成21年度国補正予算による計画)>

【東部(中部を含む)保健医療圏】

(①) 看護師の確保の推進(→ 将來の看護師を確保する対策)東部)

◇対象地域で取り組む事業◇

① 【8】看護教育教材整備への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費(千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～H25年度	34,000	34,000			

(目的)

看護師養成所の教育備品等を整備し教育環境を整えることにより看護学校への進学者を確保するとともに、資質の向上を図る。

(事業内容)

将来看護現場で働く者として臨床現場で行われる知識・技術に触れ学ぶことができる教育環境を整え、看護学校への進学者を確保するため、看護学校の教育備品及び図書の整備に対して補助する

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	34,000	10,082	9,023	6,962	26,067	8,000
基金負担分	34,000	9,914	8,966	6,939	25,819	8,000

② 【9】看護教員及び実習指導者養成への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費(千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～H25年度	50,400	50,400			

(目的)

看護学校の専任教員の確保及び資質の向上を図るとともに臨地実習指導の充実による資質の高い看護師の養成を行う。

(事業内容)

質の高い看護教員を確保するため、看護教員養成に係る経費を看護師養成所に対し補助するとともに、実習受入施設での実習指導者養成に係る研修受講経費を補助する。

(参考 執行状況 (単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	50,400	6,917	1,814	7,733	16,464	12,752
基金負担分	50,400	6,626	1,645	7,568	15,839	12,752

③ 【10】看護師養成所の施設整備への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費 (千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～H25年度	200,000	200,000			

(目的)

看護学校への進学者を確保するため、看護師養成所の定員増を行う施設に対し必要な整備を行う。

(事業内容)

看護師養成所の定員増を行う看護師養成所の教育環境を整え、看護学校への進学者を確保するため、看護師養成所の整備に対して支援する。

(参考 執行状況 (単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	200,000	172,833	—	—	172,833	—
基金負担分	200,000	172,833	—	—	172,833	—

【西部保健医療圏】

① 看護師の確保の推進 (→ 将来の看護師を確保する対策)

◇対象地域で取り組む事業◇

① 【8】看護教育教材整備への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費 (千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～H25年度	34,000	34,000			

(目的)

看護師養成所の教育備品等を整備し教育環境を整えることにより看護学校への進学者を確保するとともに、資質の向上を図る。

(事業内容)

将来看護現場で働く者として臨床現場で行われる知識・技術に触れ学ぶことができる教育環境を整え、看護学校への進学者を確保するため、看護学校の教育備品及び図書の整備に対して補助する。

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	34,000	9,021	8,173	7,978	25,172	10,000
基金負担分	34,000	7,862	7,971	7,952	23,785	10,000

② 【9】看護教員及び実習指導者養成への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費(千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～ H25年度	50,400	50,400			

(目的)

看護学校の専任教員の確保及び資質向上を図るとともに臨地実習指導の充実による資質の高い看護師の養成を行う。

(事業内容)

質の高い看護教員を確保するため、看護教員養成に係る経費を看護師養成所に対し補助するとともに、実習受入施設での実習指導者養成に係る研修受講経費を補助する。

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	50,400	1,919	4,628	739	7,286	17,028
基金負担分	50,400	1,918	4,527	737	7,182	17,028

③ 【10】看護師養成所の施設整備への支援

事業実施年度	計画期間中の事業費(千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
H22年度～ H25年度	100,000	33,000			67,000

(目的)

看護学校への進学者を確保するため、看護師養成所の定員増を行う施設に対し必要な整備を行う。

(事業内容)

看護師養成所の定員増を行う看護師養成所の教育環境を整え、看護学校への進学者を確保するため、看護師養成所の整備に対して支援する。

(参考 執行状況(単位:千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	100,000	44,040	—	—	44,040	—
基金負担分	33,000	32,996	—	—	32,996	—

(2) 在宅医療推進事業

総事業費 112,582千円（基金負担分 101,377千円、事業者負担分 11,205千円）
うち今回拡充分 101,562千円（基金負担分 90,357千円、事業者負担分 11,205千円）

（目的）

医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護（福祉）の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。

<拡充する事業>

① 【4】在宅医療連携拠点事業

- ・事業期間 平成25年度
- ・総事業費 55,350千円（基金負担分 54,694千円、事業者負担分 656千円）
うち今回拡充分 55,350千円（基金負担分 54,694千円、事業者負担分 656千円）
在宅医療を提供する機関等を拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

[事業主体]

独立行政法人国立病院機構（米子医療センター）、医療法人真誠会、社会福祉法人こうほうえん（にしまち幸朋苑）

② 【5】在宅医療推進事業

- ・事業期間 平成25年度
- ・総事業費 57,232千円（基金負担分 46,683千円、事業者負担分 10,549千円）
うち今回拡充分 46,212千円（基金負担分 35,663千円、事業者負担分 10,549千円）
訪問看護ステーションが在宅医療に携わるための設備整備への補助、住民等を対象とした在宅医療に関連した広報活動に要する経費等を補助する。また、県内の医療機関・訪問看護ステーション等の在宅医療・訪問看護体制を調査し、冊子にまとめるなどの活動を行うとともに、在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等を開催する。

[事業主体]

医療法人社団尾崎病院、岩美町（岩美町国民健康保険岩美病院）、独立行政法人国立病院機構（米子医療センター）、医療法人同愛会（博愛病院）、日野病院組合（日野病院）、医療法人社団もりもと、医療法人厚生会、医療法人養和会（仁風荘）、一般社団法人鳥取県東部医師会、米子市、鳥取県

<参考 これまでの取組（関連事業）>

在宅医療推進事業（抜粋）

<第2次鳥取県地域医療再生計画（平成22年度国補正予算による計画）>

【三次保健医療圈】

(2) 医療連携体制の充実

① 医療連携体制

ウ 在宅医療の充実のための支援

- ・在宅医療に関する実態調査等

【6】在宅医療及びがん在宅療養に関する実態調査等

事業実施年度	計画期間中の事業費（千円）				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
平成23年度～平成25年度	11,020	11,020			

[事業主体] 社団法人鳥取県西部医師会

(目的)

多職種協働によるがんの在宅療養の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護（福祉）の包括的かつ継続的ながんの在宅療養の提供を目指す。

(内容)

がんの在宅療養を進めていくには「顔の見える関係づくり」が重要であるが、一部機関に限定されていることが多く幅広く広がっていない。その原因、問題点、現在の取組状況や今後の取り組むべき内容等について関係機関等に対する調査をするとともに、モデル的に在宅医療・看取りをサポートする事業に要する経費に対し補助する。

(参考 執行状況（単位：千円）)

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	11,020	—	1,047	2,327	3,374	5,103
基金負担分	11,020	—	1,046	2,327	3,373	5,103

【3】救急医療・災害医療体制等の充実

① 救急医療体制

ク 在宅医療の充実のための支援（再掲）

・在宅医療に関する実態調査

(目的)

医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護（福祉）の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。

(内容)

在宅医療を進めていくには「顔の見える関係づくり」が重要であるが、一部機関に限定されていることが多く幅広く広がっていない。その原因、問題点、現在の取組状況や今後の取り組むべき内容等について関係機関等に対する調査をする。

※ なお、事業については、【6】を参照。

(3) 災害時の医療体制確保事業

総事業費 1,595,234千円（基金負担分 1,100,422千円、事業者負担分 494,812千円）
うち今回拡充分 1,257,563千円
(基金負担分 925,505千円、事業者負担分 332,058千円)

(目的)

平成23年1月に大雪で長時間停電したことにより人工透析患者、人工呼吸器を装着した患者等に影響が出る恐れがあり、また、同年3月の東日本大震災においては、水道を含めライフラインが寸断し、患者に影響が及ぶとともに、被災者の医療提供に支障を來したことから、このような事態に対応できる体制を整備し、災害時に強い医療提供体制を構築する。

また、災害発生時は地上系の電話の使用が困難となることが予想されることから、大震災で通信基地局等が被災した場合でも通信可能な衛星携帯電話を医療機関等に整備し、迅速な情報収集等のための連絡手段を確保することにより、災害医療体制の充実強化を図ることを目的とする。

さらに、大規模災害時に航空機等を用いて傷病者を県内外に円滑に搬送するための広域搬送拠点として設置されるSCUが機能するようにしておくとともに、島根原子力発電所の事故に伴い原子力災害が発生した場合、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、緊急被ばく医療体制を確立し、適切な緊急被ばく医療活動を実施できるようにしておく。

<拡充する事業>

① 【6】ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関等の整備

- ・事業期間 平成25年度
- ・総事業費 995,953千円（基金負担分 501,598千円、事業者負担分 494,355千円）
うち今回拡充分 670,445千円
(基金負担分 338,844千円、事業者負担分 331,601千円)

人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に対応する医療機関が、災害時に人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に医療を提供するための自家発電装置や耐震用貯水槽の機能拡充に要する経費に対し補助する。

また、災害時に設置される医療救護対策部（コーディネーター会議）に必要な設備を整備する。

[事業主体]

病院：社会医療法人明和会医療福祉センター（渡辺病院）他18施設、
診療所：さとに田園クリニック他39か所、
鳥取県

② 【7】災害時の情報伝達手段の充実

- ・事業期間 平成25年度
- ・総事業費 33,657千円（基金負担分 33,200千円、事業者負担分 457千円）
うち今回拡充分 21,494千円（基金負担分 21,037千円、事業者負担分 457千円）
医療機関等への衛星携帯電話の整備に要する経費に対し補助等する。

[事業主体]

病院：医療法人アスピオス（鳥取産院）他3施設、
診療所：みやもと産婦人科医院他4か所、
公益社団法人鳥取県医師会

③ 【8】広域搬送拠点臨時医療施設整備事業

- ・事業期間 平成25年度
- ・総事業費 172,000千円（基金負担分 172,000千円）

うち今回拡充分 172,000 千円（基金負担分 172,000 千円）

大規模災害時の傷病者を、航空機等を用いて円滑に県内外へ搬送するため、県内の候補地として指定した広域搬送拠点に、SCUの設置・運営に必要な医療資器材等の整備を行い、傷病者の広域搬送体制の整備を図る。

[事業主体]

鳥取県

④ 【9】被ばく医療対策

・事業期間 平成25年度

・総事業費 393,624 千円（基金負担分 393,624 千円）

うち今回拡充分 393,624 千円（基金負担分 393,624 千円）

二次被ばく医療機関に必要な施設等（線量評価用測定器（ホールボディカウンタ等）、汚染検査除染室・設備（除染施設等）等）を整備する。

[事業主体]

二次被ばく医療機関

<参考 これまでの取組>

<第2次鳥取県地域医療再生計画（平成22年度国補正予算による計画）>

【三次保健医療圈】

(3) 救急医療・災害医療体制等の充実

④ 災害医療体制

イ ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備

【2.1】ライフラインが寸断されるなどの災害時にも強い医療機関の整備

事業実施年度	計画期間中の事業費（千円）				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
平成23年度					
～平成25年度	325,508	162,754			162,754

[事業主体] 鳥取市（鳥取市立病院）、医療法人社団尾崎病院、医療法人清和会（医療法人清和会垣田病院）、医療法人十字会（野島病院）、医療法人清生会（谷口病院、谷口病院附属診療所東伯サテライト）、社会医療法人仁厚会（医療センター倉吉病院、藤井政雄記念病院）、独立行政法人労働者健康福祉機構（山陰労災病院）、医療法人同愛会（博愛病院）、医療法人育生会（高島病院）、医療法人社団三樹会（医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック）、山本内科医院（山本内科医院）、医療法人上福原内科クリニック（医療法人上福原内科クリニック）、医療法人真誠会（医療法人真誠会真誠会セントラルクリニック）

(目的)

平成23年1月に大雪で長時間停電したことにより人工透析患者、人工呼吸器を装着した患者等に影響が出る恐れがあり、また、同年3月の東日本大震災においては、水道を含めライフラインが寸断し、患者に影響が及ぶとともに、被災者の医療提供に支障を来たしたことから、このような事態に対応できる体制を整備し、災害時に強い医療提供体制を構築する。

(内容)

人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に対応する医療機関が、災害時に人工透析患者や人工呼吸器装着患者等に医療を提供するための自家発電装置や耐震用貯水槽の機能拡充に要する経費に対し補助する。

(参考 執行状況 (単位 : 千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	325,508	—	55,160	109,685	164,845	77,553
基金負担分	162,754	—	26,797	52,416	79,213	34,245

ウ 災害時の情報伝達手段の充実

【22】災害時の情報伝達手段の充実

事業実施年度	計画期間中の事業費 (千円)				
	事業総額	基金負担	国庫負担	県負担	事業者負担
平成23年度 ～平成25年度	12,163	12,163			

[事業主体] 鳥取県、鳥取県内の病院、社団法人鳥取県医師会、鳥取県東部医師会、鳥取県中部医師会、鳥取県西部医師会、社団法人鳥取県看護協会、社団法人鳥取県薬剤師会

(目的)

災害発生時は地上系の電話の使用が困難となることが予想されることから、大震災で通信基地局等が被災した場合でも通信可能な衛星携帯電話を医療機関等に整備し、迅速な情報収集等のための連絡手段を確保することにより、災害医療体制の充実強化を図ることを目的とする。

(内容)

医療機関等への衛星携帯電話の整備に要する経費に対し補助等する。

(参考 執行状況 (単位 : 千円))

区分	計画額	22年度 支出済額	23年度 支出済額	24年度 支出済額	小計	25年度 予定額
総事業費	12,163	—	607	9,937	10,544	1,793
基金負担分	12,163	—	606	8,725	9,331	1,793

7 期待される効果

(1) 医師・看護師の確保

ア 医師確保対策事業

- ・寄附講座により、地域医療に貢献する人材が育成されるとともに、医師確保が困難な地域において診療支援等を行うことができる。
- ・卒業後に一定期間内県内医療機関で勤務することを義務付けた奨学金を充実することで、喫緊の課題である医師不足の解消につなげることができる。

イ 看護師の確保の推進

- ・看護師養成施設の教育環境の整備、看護実習の環境改善等により、満足度が高い充実した看護教育及び看護実習を行うことができ、看護師の県内での養成者数及び就業者数の増につながる。

(2) 在宅医療推進事業

- ・地域の在宅医療の関係機関が連携することで、途切れの無い医療提供体制を築くことができる。
- ・訪問看護事業を充実させ、在宅医療についてのPR活動を進めることで、地域に暮らす者が安心して医療を受けられる体制につながる。

(3) 災害時の医療体制確保事業

- ・医療機関に自家発電装置等を充実させることで、災害時にライフラインが寸断される事態が生じても、出産や透析などの医療を続けられる体制を整備することができる。
- ・SCUの設置・運営に必要な医療資器材等の整備を行うことで、大規模災害時における円滑な傷病者の広域搬送体制を整備することができる。
- ・緊急被ばく医療活動体制に必要な機材を整備することで、原子力災害から県民の安全を守る。

8 地域医療再生計画終了後も実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても、6に掲げる目標を達成した状態を将来にわたって安定的に維持するために必要があると見込まれる事業については、引き続き実施していくこととする。

(再生計画の終了以後も継続して実施する必要があると見込まれる事業)

- ① 【1】鳥取大学医学部に開設されている寄附講座への支援
 - ・単年度事業予定額 30,500千円
- ② 【2】臨時特例医師確保対策等奨学金
 - ・単年度事業予定額 178,200千円

9 地域医療再生計画の策定過程

- 平成25年 4月 2日 医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等
へ意見・提案募集を依頼
- 4月15日 意見・提案の締切り
- 5月14日 地域医療対策協議会での検討
- 5月28日 医療審議会での検討

